

和倉温泉創造的復興まちづくり推進協議会 役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、和倉温泉創造的復興まちづくり推進協議会(以下「当協議会」という。)の倫理規定第7条第3項に規定する委員の「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 本規程は、当協議会の委員に対して適用する。

(自己申告)

第3条 委員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに当協議会以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること(以下「兼職等」という。)となる場合には、事前に代表に申告するものとする。

- 2 前項に規定する場合のほか、当協議会と委員の利益が相反する可能性がある場合(当協議会と業務上の関係にある他の団体等に委員が関係する(兼職等を除く。)ことによって係る可能性が生ずる場合を含むが、これに限らない。)に関しても前項と同様とする。

(定期申告)

第4条 委員は、毎年6月に当該委員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について事務局長に申告するものとする。

(申告後の対応)

第5条 前3条の規定に基づく申告を受けた代表は、事務局と連携して申告内容の確認をした上、必要に応じ、当該申告を行った者に対して、当協議会との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置(以下「適正化等措置」という。)を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第6条 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された情報は、事務局にて管理するものとする。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、委員会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、2024年6月1日から施行する。

附 則

本規程は、2024年6月23日から施行する。